

部長会議付議事案書（報告）

（令和8年2月10日）

提案課名 会計課

報告者名 鈴木 美紀

事案名	指定金融機関派出所の廃止について		資料 有
提案趣旨	<p>現在、指定金融機関は、秦野市財務規則第114条に基づいて本庁舎1階に派出所を設置し、市民の納税や担当課が市民から収納した手数料の収納をしていますが、本市の指定金融機関であるスルガ銀行、横浜銀行、中栄信用金庫の3行（庫）から、指定金融機関派出所を廃止することについて依頼がありました。</p> <p>これを受けて、金融機関業務のデジタル化進展に伴う営業店人員体制の見直しや派出所人員の担い手不足などといった指定金融機関の課題を考慮し、市の派出所を廃止するものです。</p> <p>なお、廃止時期は令和8年12月末とし、廃止後は、公金収納用セルフ収納機等を導入することで、引き続き、庁内で市税などが収納できる体制を整えます。</p>		
概要	<p>1 派出所の概要</p> <p>(1) 派出所の業務 市税などの収納</p> <p>(2) 稼働時間 平日 午前9時から午後5時まで (午後4時から午後5時までは市職員対応)</p> <p>(3) 経費（令和6年度実績） 指定金融機関の人件費負担金 年額223万円</p> <p>(4) 廃止時期 年度末の繁忙期を避けるため、令和8年12月末（予定）とする。</p> <p>2 派出所廃止後の対応</p> <p>市税などの収納については、国の地域未来交付金（補助率1/2）を利用して公金収納用セルフ収納機を導入します。市民自身が納付書の読み取りから入金までの操作を行い、現金で納付できる仕組みづくりを進めることで、窓口での手続を簡素化するとともに、セルフ収納機で収入したお金と担当課窓口で市民から収納した手数料については、指定金融機関に入金するための入出金機を導入し、処理を自動化することで、効率的な収納体制を実現するものです。</p> <p>なお、公金収納用セルフ収納機の使用方法などに対応する案内人を配置し、使用できない納付書は各課へ案内するなど、市民の支払いをサポートします。</p> <p>(1) 導入する機器 公金収納用セルフ収納機及び入出金機 各1台</p> <p>(2) 導入費用 12,620千円（税込）</p> <p>ア 機器購入費 9,832千円</p>		

概要	イ 機器の保守委託料等 404千円								
	ウ 機器の賃借料等 832千円								
	エ 案内人経費 1,552千円								
	(3) 機器の稼働時間 平日 午前9時から午後4時30分まで (予定)								
	(4) 県内セルフ収納機の導入状況								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>導入時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逗子市</td> <td>令和6年10月</td> </tr> <tr> <td>三浦市</td> <td>令和7年 9月</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>令和8年 1月</td> </tr> </tbody> </table>	自治体	導入時期	逗子市	令和6年10月	三浦市	令和7年 9月	山北町	令和8年 1月
自治体	導入時期								
逗子市	令和6年10月								
三浦市	令和7年 9月								
山北町	令和8年 1月								
経過	令和6年 8月26日 横浜銀行から派出所の廃止についての提案								
	令和7年 3月12日 中栄信用金庫、スルガ銀行の派出所廃止に係る意思を確認								
	〃 8月19日 指定金融機関3行(庫)、上下水道局及び会計課が打合せ								
	〃 12月 4日 主な収納課(財産管理課、債権回収課、生活援護課、建設								
	5日 総務課、建築指導課、交通住宅課、農業委員会、生活環境								
17日 課、環境資源対策課、戸籍住民課、秦野市伊勢原市環境衛生組合)と調整									
令和8年 1月22日 指定金融機関から派出所の廃止依頼を文書で收受									
〃 2月 2日 担当課に対し、派出所廃止後の対応方法について照会									
今後の進め方	令和8年 2月16日 議員連絡会で報告								
	〃 11月 秦野市財務規則の改正(派出所に関する条文を削除)								
	〃 12月 1日 広報はだの掲載、市公式ホームページで周知								
	〃 12月末 派出所廃止 公金収納用セルフ収納機等の設置工事(3日程度)								
	令和9年 1月 公金収納用セルフ収納機等の設置 公金収納用セルフ収納機等による収納開始								
令和10年4月 公金収納用セルフ収納機等における財務システムの納付書取扱開始									

## 導入機器イメージ

### 1 セルフ収納機（市民用・ロビー設置）

市民が税金を納める機器

#### 【使用手順】

#### (1) 納付書を読み込ませる

※ 1回当たりの処理可能枚数は  
最大9枚、金額は合計120万円  
まで（1枚当たりの上限額は、  
100万円）

↓

#### (2) 入金する

↓

#### (3) 領収証とお釣りを受け取る



### 2 入出金機（職員用・会計課内設置）

セルフ収納機又は各課で市民から収納した  
お金を入金するための機器



○秦野市財務規則

昭和 56 年 4 月 1 日

規則第 11 号

第 114 条から第 115 条まで削除

(派出所の設置)

第 114 条 指定金融機関は、市役所内にその派出所を設け、常時事務員を派出して公金の出納事務を取り扱わなければならない。

2 前項に規定するほか、必要がある場合は、臨時に派出所を設けることができる。

(派出所の休業日)

第 114 条の 2 派出所の休業日は、休日等並びに 12 月 29 日及び同月 30 日とする。

(事務取扱時間)

第 115 条 指定金融機関等の事務取扱時間は、その金融機関の営業時間内とする。ただし、派出所における事務取扱時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、会計管理者の指定する時間とすることができる。